

議案第50号

大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年6月15日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市介護保険条例の一部を改正する条例

大田原市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、31,320円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田原市介護保険条例第3条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成26年度分までの介護保険料については適用しない。